

年金業務の一元的处理

平成19年4月から連合会で

年金業務を一元的处理

年金財政を長期的に安定させ将来にわたって安定的に年金を支給すること、事務の効率化や組合員・年金受給権者の皆様へのサービス向上を図ることなどを目的として、平成16年6月に法律改正が行われ、平成19年4月から、全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」と略します。)(全国の各都道府県市町村職員共済組合及び全国の8都市職員共済組合(以下「構成組合」と略します。)(の長期給付事業(年金業務)を集約し、一元的に処理することとなりました。

現在、市町村連合会及び構成組合では、平成19年4月からの長期給付事業(年金業務)の一元的处理に向けた準備作業を行っています。

一元的に処理する目的

1 年金財政を長期的に安定させるとともに、効率的な資金運用を行う。

構成組合の財源をひとつにするこにより構成組合の財政的不安がなくなることも、市町村連合会が年金積立金の管理・運用を一元的に行うことにより、資金の安全な運用及び効率的な運用の強化を図ります。

あわせて、財政が厳しい構成組合の福祉事業における組合員への貸付資金の不足に対する不安を解消します。

2 時代の要請に的確に対応するとともに、事務処理の効率化・円滑化を図る。

膨大な資金や情報を取り扱っていることから、個人情報等の適切な管

理や法令の遵守等に関して時代の要請に的確に対応するため、市町村連合会が一定のルールを定め、構成組合に対して事前・事後の関与を行うことなどにより、事務リスクや運用リスク等のさまざまなリスクに対して適切な管理を行います。

また、事務処理の集約化や標準化・統一化により、送金事務や年金保険者間の情報交換事務等、事務処理の効率化・円滑化を図ります。

3 年金受給権者や組合員等に対するサービス向上を図るとともに、共済制度に対する理解や信頼の向上を図る。

年金受給権者や組合員の権利・利益を保護し、年金資金の受託者としての責任を果すため、積極的な情報提供等によるサービス向上を図るとともに、運営の透明性を高めることなどにより説明責任を果し、共済制度に対する理解や信頼の向上を図ります。

Q & A

Q 長期給付事業の一元的处理とは何ですか?

A 構成組合がそれぞれ行っている長期給付事業(年金業務)を、平成19年4月から市町村連合会に集約すること、長期給付事業の「一元的处理」といいます。なお、平成19年4月から、年金の決定・支払いは市町村連合会が行いますが、各種手続業務や年金相談業務等の実務は、当面、引き続き構成組合で行います。

Q 長期給付事業の一元的处理で何がかわるのですか?

A 1 年金の支払いは市町村連合会が行います。
年金受給権者の皆様へ支給されている年金は、現在、構成組合から支払われていますが、平成19年4月からは、市町村連合会が支払います。
2 年金受給権者及び組合員の皆様へのサービス向上を図ります。
長期給付事業を一元的に処理する

ことにより、効率的な事務処理を行い、全国どこでも構成組合においても相談に対応できるようにするなど年金相談体制の充実を図ったり、組合員・年金受給権者の皆様へより多くの情報提供を行うなど、組合員・年金受給権者の皆様への、より一層のサービス向上を図ります。

Q 一元的处理によって年金の支給額や支払日は変わるのですか?

A 一元的处理によって、今現在年金を受け取られている年金受給権者の皆様の年金の支給額や支払日が変わることはありません。

Q 請求書や届出書等の提出先や年金相談の受付窓口は変わりますか?

A 一元的处理によって、請求書や届出書等は市町村連合会へてになります。が、組合員・年金受給権者の皆様の利便性や身近なサービスなどを考慮し、請求書や届出書等は、今までどおり、退職時に所属していた構成組合に提出していただくこととなります。

年金に関する相談や問い合わせについても、今までどおり、構成組合で受け付けますが、全国どこでも構成組合においても相談に対応できるようにするなど、年金相談体制の充実を図っていきます。

※ 請求、各種届出、年金の支払い等の流れは、次の図の通りです。

